

食の安全 「基本のお話」

第67回

〈4回連続企画〉 ゲノム編集技術応用食品と食の未来を考える

Part 3



バックナンバーは
こちらから

Part 3

ゲノム編集技術応用食品の届出制度

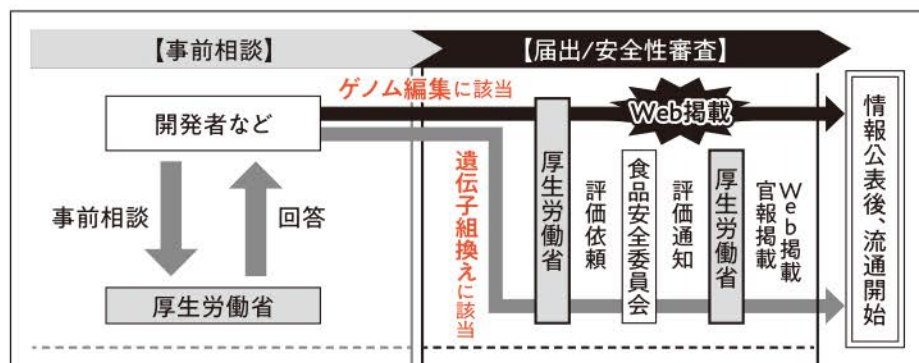
ゲノム編集技術応用食品は、流通される前に、厚生労働省に事前相談・届出することになっています。

1. 届出制度の流れ

(1) 開発者は、まず厚生労働省に事前相談します。

(2) 厚生労働省は、当該食品が遺伝子組換え食品かゲノム編集技術応用食品かを専門家の意見を聞いた上で判断します。

※外来の遺伝子及びその一部を含むものは遺伝子組換え食品として扱われます。



(3) 遺伝子組換え食品

食品安全委員会の安全性審査を経て、安全性が確認されたものだけが、流通します。

(4) ゲノム編集技術応用食品

① 開発者は、厚生労働省に届出します。
② 自然界での変化や従来の品種改良と食品としての安全性が同程度のため、安全性審査は不要となります。

2. 従来の品種改良では届出されていなかった安全性にかかわる情報が届けられるようになります。

(1) 新たなアレルゲンを生じないことの確認

(2) 毒性物質の増加を生じないことの確認

3. 届出と表示は義務ではありません。

(1) 義務にした場合、違反した事業者を特定して処分する必要がありますが、現時点では、従来の品種改良と判別できないなどが理由です。

(2) 義務ではありませんが、

① 届出されずに市販された場合、企業名等が公表されます。
② 消費者庁は、「事業者は、消費者への表示等情報提供に努めるべき」としています。

4. いずみ市民生協は「選択のための表示は必要」と考えます。
届出・表示の義務化も含めて、制度の改善を引き続き国に求めています。



学習会

「ゲノム編集技術応用食品って何?」

日時 2020年2月8日(土)

10時~12時

場所 生協ホール(堺東)

専門家をお招きし、意見交換します。詳細はアピエ12月号でご案内します。

